法務局から地図作成のお知らせ

●土地所有者等の皆様へ

広島法務局では、令和7年度から令和8年度の法務局地図作成事業として、

大町東三丁目地区(広島市安佐南区大町東三丁目の一部)において精度の高い地図(不動産登記法第14条第1項に定める地図)を作成することとしました。



法務局地図作成事業実施地域

●基準点の設置について

令和7年8月頃から、事前調査及び測量の基準とする点の設置作業を行わせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

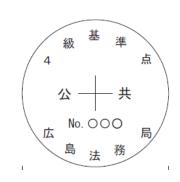
なお、本作業は、法務局から委託を受けた「公益社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」の社員が、「法務局」と入った腕章と身分証明書を携帯して行います。

皆様にお願いしたいこと

この作業において設置した右のような基準点の標識等は、測量の基礎となるものですから、絶対に動かさないでください。

皆様の敷地内に立ち入る際には、居住者の方やご近所 の方に、必ずお声をかけて作業を行うよう指導してお りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い いたします。

【基準点標識の例】



●今後のスケジュールについて

令和8年1月頃から地図作成事業に関する詳しい説明と、現地での立会方法について資料を送付すると共に、個別相談会の開催についてお知らせを送付します。

同年2月頃に個別相談会を開催します。

同年4月末頃に、立会についてお知らせを送付します。

同年5月頃から、土地所有者様と現地において筆界確認のための立会を行わせていただきます ので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※お問い合わせ・連絡先

広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局 民事行政部不動産登記部門 地図作成整備室 担当者:表示登記専門官 小澤 森田

TEL 082-228-5127

FAX 082-228-3418

【作業機関】 公益社団法人 広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会